



兵庫労働局発表
平成24年6月28日

報道関係者 各位

| | |
|------------------|------------------|
| 担 当 | [照会先] |
| | 兵庫労働局 労働基準部 安全課 |
| | 安全課長 高尾 聡 |
| | 広報担当 磯川 雄一 |
| | TEL 078-367-9152 |
| FAX 078-367-9166 | |

兵庫労働局長 大規模建設業現場合同パトロールを実施

建設工事現場トップに 労働災害防止対策の「より安全な措置」を直接要請
～ 7月「全国安全週間」、「建設業労働災害防止強化月間」関連行事 ～

兵庫労働局（局長 白川 欽也）は、建設業における労働災害防止を図るため、「全国安全週間」（毎年7月1日～7月7日）及び「建設業労働災害防止強化月間」（兵庫労働局独自の取組、7月1日～7月31日）の期間中に、神戸西労働基準監督署長及び建設業労働災害防止協会兵庫県支部長と大規模建設業現場合同パトロールを実施し、工事現場トップに対し、労働災害防止対策の強化を直接要請します。

（大規模建設業現場合同パトロール 実施次第）

- 1 実施日時 平成24年7月6日（金） 13:30～15:00
- 2 実施場所 神戸市兵庫区東山町3丁目3番地の1
株式会社竹中工務店 川崎病院増改築工事
- 3 当日の予定 13:30 現場到着
13:35～ 現場説明
13:50～ 局長要請（当日の全作業者に向けて要請する）
14:00～ 現場パトロール
14:45～ 講評等（神戸西労働基準監督署長 等）
15:00 終了

なお、本年の「建設業労働災害防止強化月間」においては、「平成24年度 建設業労働災害防止強化月間実施要綱」に基づき、「より安全な措置」等の普及による足場からの墜落・転落災害の防止、リスクアセスメントの確実な実施、「墜落時保護用」保護帽の着用やハーネス型安全帯の使用勧奨等の推進を図ります。

また、月間を実効あるものとするため、兵庫労働局及び県下11労働基準監督署は、6月に発注機関連絡会議等の開催し、「建設業労働災害防止強化月間実施要綱」の広報等を先行して実施しました。

月間中は、各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会兵庫県支部各分会、発注者等との現場合同パトロールの実施をはじめ、建設現場に対する監督・個別指導等を重点的に実施いたします。

[合同パトロール現場への取材について (お願い)]

局長が実施する合同パトロール現場への当日の取材について、パトロール時において高所作業等の危険場所における作業等が予想されますので、事前に「入場許可」、「保護帽等の保護具」及び「安全確保」等の準備の都合により、あらかじめ、人数等を把握する必要があります。よって、兵庫労働局労働基準部安全課 (TEL 078-367-9152 担当者:安全専門官 西林) までご連絡をお願いします。

※1 「より安全な措置」等とは、例えば、わく組足場の場合、①「上さん」の追加、または、②「手すり先行専用型足場」の設置及び③「十分な知識・経験を有する点検者」によりチェックリスト表で必要項目を確実に点検すること。 (資料4 参照)

※2 「ハーネス型安全带」とは、肩、胴、腿等の主要部分の数箇所をベルトで保持し、墜落阻止時の衝撃力を分散させ、従来の「胴ベルト型」と比べて、体にかかる負担を軽減する構造の安全带をいう。 (資料5 参照)

※3 添付資料

資料1 平成24年(1月~5月)労働災害発生状況 (兵庫局)

資料2 平成24年 業種別・事故の型別死亡災害発生状況(速報値)(兵庫局)

資料3 平成24年度 建設業労働災害防止強化月間実施要綱

資料4 安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等 (例)

資料5 ハーネス型安全带 (例)

平成24年(1月～5月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

()業種別の労働災害発生状況(対前年比)

兵庫労働局

【表】業種別の労働災害発生状況

| 業 種 | 平成24年(1月～5月) | | 前 年 同 期 | | 前 年 比 較 | |
|-----------|--------------|-------------------|-------------|-------------------|------------|-------------------|
| | 死傷者数 (人) | 構成比 (%) | 死傷者数 (人) | 構成比 (%) | 増減数 (人) | 増減率 (%) |
| 全 産 業 | 1,518 (13) | 100.0% (100.0%) | 1,425 (15) | 100.0% (100.0%) | 93 (-2) | 6.5% (-13.3%) |
| 製 造 業 | 438 (2) | 28.9% (15.4%) | 411 (4) | 28.8% (26.7%) | 27 (-2) | 6.6% (-50.0%) |
| 鉱 業 | 6 | 0.4% () | 2 | 0.1% () | 4 () | 200.0% (-) |
| 建 設 業 | 202 (8) | 13.3% (61.5%) | 209 (6) | 14.7% (40.0%) | -7 (2) | -3.3% (33.3%) |
| 交 通 運 輸 業 | 45 | 3.0% () | 31 | 2.2% () | 14 () | 45.2% (-) |
| 陸上貨物運送事業 | 205 | 13.5% () | 174 (1) | 12.2% (6.7%) | 31 (-1) | 17.8% (-100.0%) |
| 港 湾 運 送 業 | 13 | 0.9% () | 9 | 0.6% () | 4 () | 44.4% (-) |
| 農 林 業 | 28 | 1.8% () | 25 (2) | 1.8% (13.3%) | 3 (-2) | 12.0% (-100.0%) |
| 畜産・水産業 | 8 | 0.5% () | 4 | 0.3% () | 4 () | 100.0% (-) |
| 商 業 | 188 | 12.4% () | 172 (1) | 12.1% (6.7%) | 16 (-1) | 9.3% (-100.0%) |
| 金融・広告業 | 9 | 0.6% () | 12 | 0.8% () | -3 () | -25.0% (-) |
| 映画・演劇業 | | () | 1 | 0.1% () | -1 () | -100.0% (-) |
| 通 信 業 | 22 | 1.4% () | 32 | 2.2% () | -10 () | -31.3% (-) |
| 教育・研究業 | 14 | 0.9% () | 11 | 0.8% () | 3 () | 27.3% (-) |
| 保健衛生業 | 131 (1) | 8.6% (7.7%) | 84 | 5.9% () | 47 (1) | 56.0% (-) |
| 接客娯楽業 | 74 | 4.9% () | 92 | 6.5% () | -18 () | -19.6% (-) |
| 清掃・と畜業 | 66 (1) | 4.3% (7.7%) | 79 | 5.5% () | -13 (1) | -16.5% (-) |
| 官 公 署 | | () | 2 | 0.1% () | -2 () | -100.0% (-) |
| その他の事業 | 69 (1) | 4.5% (7.7%) | 75 (1) | 5.3% (6.7%) | -6 () | -8.0% () |

平成24年 業種別・事故の型別死亡災害発生状況(1月1日～作成日)

作成日

平成24年6月26日

| 事故の型 業 種 | 墜落転落 | 転倒 | 激突 | 飛来落下 | 崩壊倒壊 | 激突され | はさまれ巻き込まれ | 踏み抜き | おぼれ | 高温・低温の物との接触 | 有害物との接触 | 感電 | 交通事故 | その他 | 合計 |
|--------------------|--------|----|----|------|------|------|-----------|------|-----|-------------|---------|----|------|-----|----|
| | 製造業(1) | | | | | | | 1 | | | | 1 | | | |
| 鉱業(2) | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 建設業(3) | 6 | | | | 2 | 2 | | | | | | | | | 10 |
| 交通運輸業(4.1,4.2,4.4) | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 陸上貨物運送事業(4.3,5.1) | | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| 港湾荷役業(5.2.2) | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 林業(6.2) | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| その他 | | | | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | | 3 |
| 合 計 | 6 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 16 |

資料No. 2

平成24年度 建設業労働災害防止強化月間実施要綱

主 唱 兵 庫 労 働 局
各 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

協 賛 社 団 法 人 兵 庫 労 働 基 準 連 合 会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県総支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
一般社団法人 日本クレーン協会兵庫県支部

1 趣旨

兵庫県内の労働災害(全産業)は長期的には減少傾向にあり、死傷者数(休業4日以上、以下同じ。)は平成18年以降減少を続けていたが、23年は22年に続き2年連続で増加した。

建設業においては死傷者数578人(前年から13人減少)うち死亡11人(同10人減少)と、とりわけ死亡災害が大幅に減少した。しかし、今年4月末現在で死亡が8人(前年から2人増加)と一転して増加が危惧される状況となっている。

死亡災害の内訳をみると、23年の11人のうち8人が、また、今年8人のうち4人が墜落・転落災害であるなど、在来型の災害が多く発生している。

このように、新しい形の労働災害ではなく在来型の災害を防ぐには、建設現場の各所に潜む危険を評価し、適切な措置を行うリスクアセスメント等の確実な実施や本年2月に示された「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(以下「総合対策要綱」という。)に基づく「より安全な措置」等の普及促進が不可欠である。このため本年度も7月を「平成24年度建設業労働災害防止強化月間」(以下「強化月間」という。)と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に合致した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進や「総合対策要綱」の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

2 実施時期

平成24年7月1日から平成24年7月31日まで

3 目標

墜落・転落災害の防止
リスクアセスメント等の確実な実施
車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
土砂崩壊災害の防止
高齢者に対する労働災害の防止
石綿及び化学物質の適正な管理及び処理
熱中症の予防

4 実施事項

(1) 主唱者

- イ) 建設業の災害防止に係る発注機関との連絡会議の開催
- ロ) 関係防災団体・事業者・局署による合同パトロールの実施(7月中)
- ハ) 建設工事現場に対する集中的な個別監督・指導
- ニ) 発注機関等への強化月間推進の文書要請
- ホ) 建設業の災害防止のための集団指導等の実施
- ヘ) その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知
- ト) 広報誌等による広報活動

(2)発注者(要請事項)

- イ) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- ロ) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- ハ) 発注条件の適正化(労働安全衛生規則改正に伴う適正な足場等の設置に必要な経費等の計上)、発注の平準化と工期の弾力化等
- ニ) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- ホ) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(3)工事实施者(建設店社及び建設工事現場)

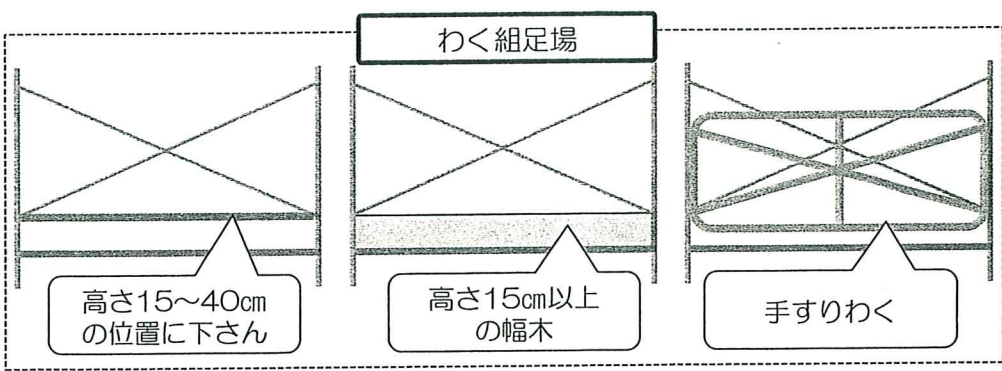
- イ) 経営首脳による強化月間目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- ロ) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- ハ) リスクアセスメントの実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施
- ニ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(略称コスモス)に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直・改善
- ホ) 墜落・転落災害の防止対策
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保及びガイドラインの周知、「総合対策要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進、脚立や保護帽(「墜落時保護用」)の適正使用、不適格な安全帯の使用禁止とハーネス型安全帯の使用促進
- ヘ) 車両系建設機械、移動式クレーン等による災害防止対策
有資格者の配置、作業計画の作成、使用手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者配置や作業半径の立入禁止措置による接触防止対策の実施
- ト) 木工機械等による災害の防止対策
適正な接触防止措置、安全装置等の機械安全措施に係る日常的点検による有効保持
- チ) 土砂崩壊災害の防止対策
1.5 m以上の深さの溝掘削作業時における土止め先行工法の採用とその普及、安全な勾配の確保、掘削面の状態に係る安全点検の励行
- リ) 木造家屋等低層住宅建築工事における災害防止対策
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保及びガイドラインの周知、足場先行工法の採用による安全な作業床の設置、「総合対策要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進、木造建築物の組立作業主任者による直接の現場作業指揮、脚立、保護帽(「墜落時保護用」)・安全帯等保護具の適正使用、ハーネス型安全帯の使用促進
- ヌ) 解体工事における災害防止対策
リスクアセスメント手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽(「墜落時保護用」)・安全帯等保護具の適正使用、ハーネス型安全帯の使用促進
- ル) 新規入場者教育や職長の再教育等の現場作業員に対する安全衛生教育の実施とその内容の充実
- ヲ) 化学物質等の適正な管理及び処理による職業性疾病の防止
建物解体工事における石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止措置の確保、酸欠・硫化水素危険作業場所における災害防止対策の励行
- ワ) 熱中症予防対策
WBGT(暑さ指数)を指標とした作業環境管理(日除け・通風設備の設置、適度の水分・塩分補給、休憩時間の確保)

(参考) 兵庫県内における建設業の月別災害発生件数 (過去5年間)

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 263 | 298 | 316 | 268 | 249 | 285 | 283 | 245 | 261 | 290 | 287 | 269 |
| 6 | 9 | 9 | 6 | 4 | 7 | 4 | 10 | 8 | 7 | 9 | 3 |

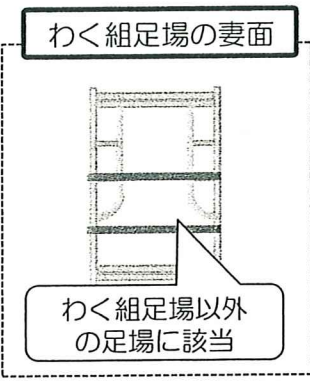
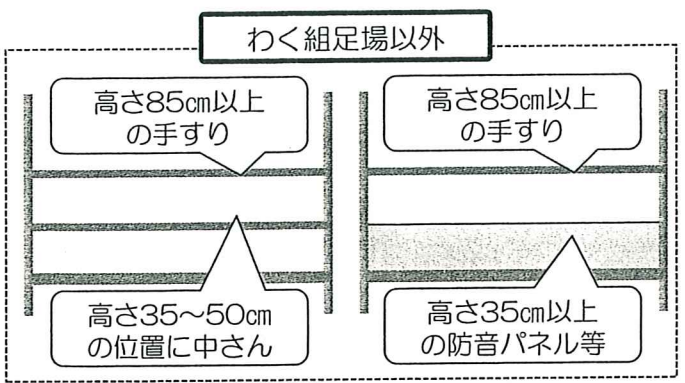
上段の件数のうち死亡者数を下段に表記

安衛則に基づく墜落防止措置



いずれかの措置が必要です

- ① 「交さ筋かい」 + 「下さん」
※ 高さ15~40cmの位置
- ② 「手すりわく」

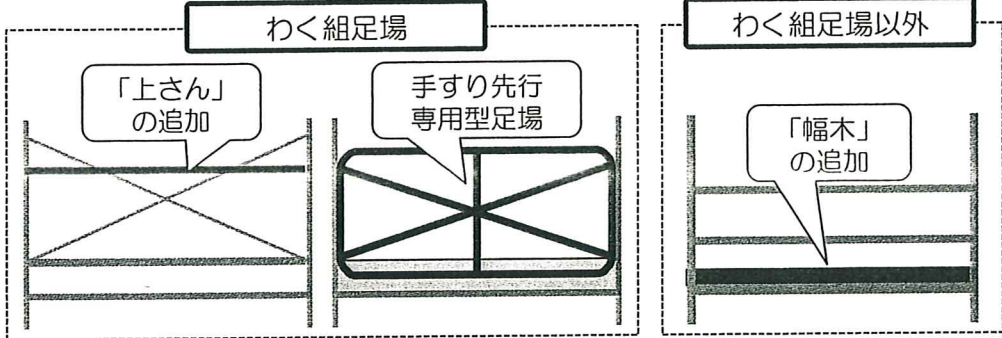


両方の措置が必要です

- ① 「手すり」
※ 高さ85cm以上
- ② 「中さん」
※ 高さ35~50cmの位置

安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

● 「より安全な措置」

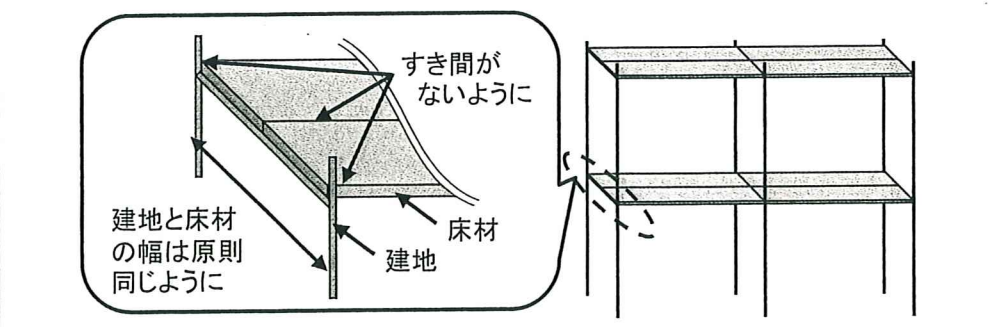


【わく組足場】

- ・ 「上さん」の追加
- ・ 「手すり先行専用型足場」の設置

【わく組足場以外】

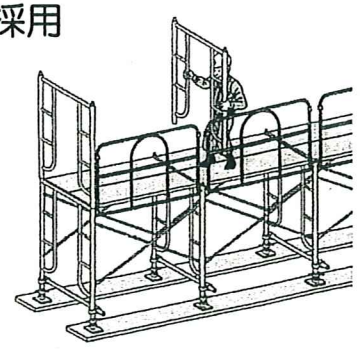
- ・ 「幅木」の追加



- ・ 「建地」と「床材」の幅を原則同じ寸法にしましょう
- ・ 「建地」と「床材」にすき間をつくらないようにしましょう

● 手すり先行工法の採用

・ 足場の組立等の作業には、積極的に「手すり先行工法」を採用しましょう



● 足場の点検の確実な実施

足場等の種類別点検チェックリスト () 足場用-(注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 () 工期 () (注2)

事業者名 () 点検者職氏名 () (注3)

点検日 (年 月 日)

点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)

足場等の用途、種類、概要 () (注5)

| 点検事項(注6) | 点検の内容(注7) |
|---------------------|-----------|
| 1 床材の損傷、取付け及び探査しの状態 | |
| 2 建地、布、脚木 | |

足場の種類に応じた「チェックリスト」を活用

補修工事等における屋根・建物からの墜落防止工法 及び関連器具について

〔屋根・建物からの墜落防止のための検討委員会報告書のポイント〕

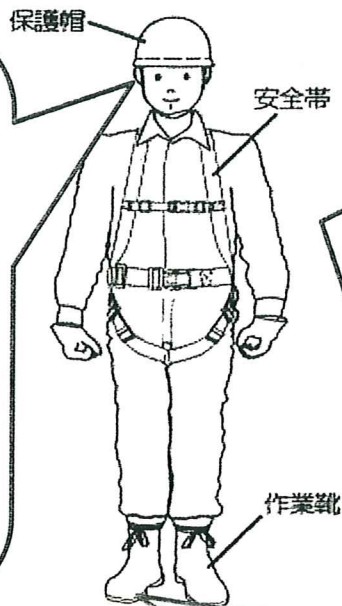
(注)本リーフレットは設備的な墜落防止措置を講ずることが困難な場合における工法・器具についてとりまとめたものです。

ポイント1

適正な保護具を正しく装着しましょう！

保護帽は、墜落による危険の防止用であること確認しましょう。(検定合格ラベルを確認しましょう。)

あご紐をしっかり締め、作業中にぐらつかないように装着しましょう。

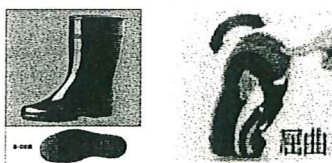


安全带は、作業床がない等墜落のおそれがある高さ2m以上の高所作業を行う場合は、必ず使用しましょう。

特に、墜落災害の危険性の高い作業や墜落時に救出に時間がかかる場所での作業の場合は、墜落時の衝撃を少なくするハーネス型安全带を使用しましょう。

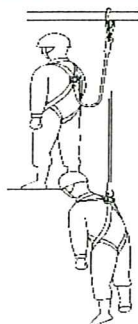


作業靴は、滑りにくく、屈曲性の優れたものを使用しましょう。



ハーネス型安全带

墜落阻止時の衝撃荷重を腿や胸、肩などのベルトで分散して受け止めるもの



胸ベルト型安全带

墜落阻止時の衝撃荷重を腰のベルトで受け止めるもの

